

## 第1回水生生物保全小委員会での主な論点とそれに関する発言要旨

## 【フィールド調査関係】

どういう状態が水生生物が保全されている状態なのか、今の状態はどうか、どのような状態にする必要があるかについて、ある程度イメージできるデータに基づいて議論すべき。

他の物質も同様だが、亜鉛の濃度だけで生物が制限されていることを特定することは困難ということで、実験室データから算定したのが  $30 \mu\text{g/l}$  以下という環境基準である。保全の目標はこの環境基準以下とすることである。

環境基準はあくまで望ましいということで、当面目指す水生生物の実態はどういう状態にすればよいか議論しないと小委員会の目的は達成できないのではないかと。

(亜鉛以外の)ほかのファクターが入り亜鉛の影響を見るには正確ではないということがあろうかと思うが、実際の水域でどのような状況か、実態のデータがあった方が今後の議論がしやすい。そういったデータがあればお願いしたい。環境基準の基準値をもとに現実の規制なり類型当てはめなり、環境管理手法の議論をこれからしていく上で、やはりある程度のフィールド調査というのは必要。国民のコンセンサス、あるいは対策を講じる人のコンセンサスを得るという意味で、フィールドサーベイの可能性について検討いただきたい。フィールドサーベイができないと政策効果の判断もできない。

何か被害が明らかになってきてからでないでないと対策をとろうとしないのかが基本的な疑問。水生生物の保全の問題を考え、一応基準は決まって、とりあえずこれが適切であろうとの専門委員会の結論が出ており、具体的にどうしていくのか合意点を得るよう努めるべき。

どこまでを目標とするかというのは、環境基準で決めたことなのでそれが目標であるということは否定できない。長期間たって達成する目標だと考えた上で、

例えば暫定排水基準を決めるということはある。排水基準は全国的に対応するというのがわが国の経てきた輝かしい歴史であり、一部だけに適用するというはこれに逆行する面がある。

対策をとるといふことは何らかの形で国民の負担を生じることになるので、関係者がこの目標なら納得してこれでいきましょうとコンセンサスを得ることが大事。そういう意味でフィールドサーベイで補足すべき。

フィールド調査を行うことによって、新たな知見が出てきたら、それに応じて随時環境基準等を見直すという展開が図られるべき。必ずしも国がデータをとる必要もないし、あるいは民間がやってはいけないということでもないと思うので、そのようなことが機動的に行えるような制度も考えてみてはどうか。

#### 【水生生物保全の住民連携】

地域住民が徹底的に参加しないと水生生物の保全というのはできない。NGOのフィールドの活動とどう連携を図るかという出口論も欲しい。

#### 【従来の生活環境項目との整合性】

河川の場合にBOD等5項目について6つの類型があるが、その中には生物が生息困難な類型もあり、水生生物保全に係る環境基準の類型当てはめに当たり（従来の生活環境項目との）整理を行うべき。

#### 【排水規制のあり方】

下水道の処理で新たな処理をしなければならない場合、処理費用が当然使用料にはねかえる。使用量は条例で決めるので住民の説得は当然いるわけで、（排水規制の）決め方については十分に検討願いたい。